

# 少年院における私語禁止について

星野 伶

- 1 はじめに
- 2 少年院での教育
- 3 私語禁止について
- 4 コミュニケーションの観点から
- 5 まとめ

## 1 はじめに

少年院では原則として私語が禁止されている。一方で、少年法第一条においては、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定されている。また、少年院法第一条では、「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」と規定されている。これらの規定からも明らかなように、少年法および少年院の本来の目的である「健全育成」や「円滑な社会復帰」において、コミュニケーションを取ることは重要な要素であると考えられる。しかし、私語禁止という規律とこれらの目的は、一見すると相反するように見える。このテーマを通じて、これらがどのように関わり合い、施設運営や院生の更生にどのような影響を与えるのかを考察したい。また、ゼミでのディスカッションを通して少年院における私語禁止は、施設の本質的な役割や安全性の維持、さらに院生の更生という観点から、慎重な検討が必要な課題であると感じる。そのため、単純な規制緩和ではなく、教育的効果と施設運営の安定性を両立させる複雑なバランスが求められる。

本稿では現在実施されている少年院での教育を紹介し、私語禁止についてどう進めるべきか検討する。

## 2 少年院での教育

まず少年院での教育についてまとめる。少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等

を行う法務省所管の施設<sup>1</sup>である。少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の日標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される<sup>2</sup>。

生活指導では、少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、<1>基本的な生活訓練、<2>問題行動指導、<3>治療的指導、<4>被害者心理解指導、<5>保護関係調整指導及び<6>進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている<sup>3</sup>。

職業指導では、少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている<sup>4</sup>。具体的には、ビジネスマナーの習得やパソコン操作能力の向上を目的とした教育など、さまざまなプログラムが用意されている。また、資格や免許の取得を推進する取り組みや、それに向けた教育も実施されている。

教科指導では、少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる<sup>5</sup>。

体育指導では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心

---

<sup>1</sup> 法務省 「少年院」、[〈https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyouse04.html〉](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04.html) (2025年1月16日閲覧)

<sup>2</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3 「(2) 矯正教育」、[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html) (2025年1月16日閲覧)

<sup>3</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3 「ア 生活指導」  
[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html) (2025年1月16日閲覧)

<sup>4</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3 「イ 職業指導」  
[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html) (2025年1月16日閲覧)

<sup>5</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3 「ウ 教科指導」  
[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html) (2025年1月16日閲覧)

身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の内面や協調性を育むような指導に留意している<sup>6</sup>。

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている<sup>7</sup>。

加えて、少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている<sup>8</sup>。

以上からも少年院における教育、目的は少年の健全育成と更生、社会復帰を常に念頭に置いていることが分かる。

### 3 私語禁止について

私語禁止という厳格な規律が課されている現状がある。この私語禁止には、良い面と悪い面の双方が存在する。まず、良い面としては、秩序が保たれやすくなり施設内の規律の維持に繋がる、不必要な衝突や問題を避けることができ人間関係のトラブルを防ぐ、効率的な教育を行うことができる、厳しい規則により少年自身が罪の重大さを理解できることなどがあげられる。悪い面としては、コミュニケーション能力の発達の阻害や精神的ストレスの蓄積、人間関係の構築機会の減少が考えられる。他にも孤立感を感じることや感情を適切に表現できなくなることなど、私語禁止に伴う少年たちへの悪影響としても様々なことがあげられる。

こうして振り返ると、私語禁止の方針には確かに良い面がある一方で、それが少年たちの成長や更生に与える影響については慎重に考える必要がある。少年法の観点から考えた

---

<sup>6</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3「エ 体育指導」  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html)) (2025年1月16日閲覧)

<sup>7</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3「ウ 教科指導」  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html)) (2025年1月16日閲覧)

<sup>8</sup> 令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3「(5) 社会復帰支援」  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html)) (2025年1月16日閲覧)

場合、このような厳格な規律が少年たちの社会復帰にどのように寄与するのか見極めることが重要である。そのため、私語禁止について適切な対処法や緩和策を講じることはできないか考えた。しかし、私語禁止を緩和させることで想定される問題点が多々挙げられる。まず私語の許容範囲を明確に定める難しさが挙げられる。これは少年法ゼミでのグループディスカッションで話した内容だが、どの程度の私語はよくどこまでの私語は禁止しなければいけないといったことである。例えば家族構成、好きな物、趣味を話すことは許容される一方で、住所、過去の話、犯罪歴などの内容は許されない、といった基準の設定である。これらの明確な基準となる基盤を実際に決めるのは非常に難しいことがわかる。次に安全管理の複雑化である。私語禁止を緩和することで、会話を通じた不適切な関係の形成のリスクや集団内での階層構造の形成の可能性がある。そうなれば更生どころか院内での問題行動だけでなく、社会に出たあとも再び犯罪を繰り返してしまうことに繋がりがねない。次に監視体制の維持が難しいことである。具体的に、職員の負担が増加することや、既存の教育プログラムを再構築する必要がある。さらに、監視が不十分になると規律が乱れる可能性があり、更生の妨げとなるリスクも考えられる。以上からやはり私語禁止について例え条件がついたとしても緩和は難しい。

#### 4 コミュニケーションの観点から

ただ、私語を禁止することで伴うコミュニケーションなどの問題点については適切なアプローチができると考える。具体的にはコミュニケーションの練習機会の提供、集団討論、日記・作文などの文章による自己表現、地域社会の協力や職場体験の機会である。実際に少年院の教育プログラム内ではグループワークや日記・作文などの取り組みは行われているが、コミュニケーション能力向上に特化したプログラムはあまり多くなく、さらに充実させていく必要がある。現段階での私語禁止についての緩和は難しいが、私語禁止について伴う問題点に対してのコミュニケーション能力を発達させるための施策などはまだまだ考えられる。

#### 5 おわりに

少年院における私語禁止の問題について、少年法および少年院法の本来の目的である「健全育成」や「円滑な社会復帰」の観点から検討を行った。これらの法的根拠が示すように、コミュニケーション能力の育成は少年達の将来を考えた時に重要な要素である一方で、私語の許容範囲の明確な基準、施設の秩序維持や安全管理の観点から、現段階での私語禁止の緩和は困難であると判断される。しかしながら、コミュニケーション能力の発達には社会復帰において不可欠な要素であることから、より多様な教育的介入の可能性を模索する必要がある。